

台東区区民葬儀助成金のご案内

区民葬儀を利用した方のうち、令和 8 年 4 月 1 日以降に特別区が指定する民間火葬場（町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場）を利用した方に対して、助成金を支給します。

支給要件 以下のすべてを満たした場合

- (1) 区民葬儀メニューの中から、祭壇（棺のみの利用も含む）または霊柩車のうち 1 つ以上を利用したこと
- (2) 対象となる民間火葬場を利用し、最も低廉な火葬料金（87,000 円）を支払ったこと
- (3) 亡くなられた方の住民登録が、死亡日に台東区内にあったこと（※）
 - ※ 亡くなられた方の住民登録があった区が申請先となります。
 - ※ 亡くなられた方の住民登録が 23 区外で、火葬費用を負担した方が台東区内に住民登録がある場合は支給の対象となります。（火葬を執り行った日において、火葬費用を負担した方の住民登録がある区が申請先になります。）

対象となる火葬場

町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場

申請できる方（申請者）

支給要件を満たした方で、火葬費用を負担した方（火葬場が発行した領収書の宛名の方）

- ※ 上記以外の方を申請者とする場合は委任状が必要です。
- ※ 申請者は個人に限ります（法人は不可）。
- ※ 領収書の宛名以外の方の口座へ振込を希望する場合（代理受領）も委任状が必要です。

助成金額

亡くなられた方が大人の場合は 27,000 円、小人(満 6 歳以下)の場合は 15,000 円

申請期限

火葬を執り行った日の翌日から 2 年間（申請期限の日が土曜日・日曜日・祝日に該当する場合は翌営業日まで）

助成金の交付

申請書類を受理してから振込口座に入金するまで、1 か月～ 2 か月程度かかります。

申請方法

必要書類を窓口または郵送で提出してください。

- ① 申請窓口 台東区役所 福祉課福祉振興係（3 階⑤番窓口）
- ② 郵送先 〒110-8615 台東区東上野 4-5-6
台東区福祉課福祉振興係 区民葬儀担当 宛

裏面もご確認ください

必要書類

- ・火葬場が発行した領収書の宛名の方が申請する場合は、①～⑤の必要書類をご準備ください。
- ・亡くなられた方の住民登録地が23区外で、申請者の住民登録地（台東区）で申請する場合は⑨も必要です。
- ・代理申請の場合は①～⑦、代理受領の場合は①～④と⑥～⑧が必要です。

① 台東区区民葬儀利用者負担助成金交付申請書兼請求書	必要
② 葬儀社が発行した領収書の写し（利用した区民葬儀の種別がわかるもの） ※領収書に、利用した区民葬儀の種別が記載されていない場合は、区民葬儀の利用内容が確認できる書類（請求書や立替明細書など）も併せて必要です。 ※区民葬儀メニューのうち霊柩車券のみを利用した場合で、葬儀社が発行した領収書等に霊柩車券の利用記載がない場合は、霊柩車券を利用したことがわかる霊柩車会社発行の領収書も併せて必要です。	
③ 対象となる火葬場が発行した明細書及び領収書の写し（宛名が申請者のフルネームのもの）	
④ 申請者の本人確認書類（郵送申請の場合や代理申請の場合は写し可）	
⑤ 申請者名義の振込金融機関名・口座番号が分かるもの（写し可。代理受領の場合は不要）	
⑥ 委任状（③の領収書の宛名が申請者と異なる場合や、代理受領の場合は必要）	代理申請・代理受領時追加で必要
⑦ 代理人の本人確認書類（郵送申請の場合は写し可）	代理受領時追加で必要
⑧ 代理人名義の振込金融機関名・口座番号が分かるもの（写し可）	代理受領時追加で必要
⑨ 火葬許可証の写しまたは亡くなられた方の死亡が記載されている住民票の除票	亡くなられた方が23区外の場合に必要

必要書類の注意点

